

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB病院に雇用され、非常勤看護師として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、勤務先の病院において、人工呼吸器装着患者の体位を変換するため、同僚の看護助手と2人で患者を手前に引こうとした際、同僚看護助手とのタイミングが合わず、請求人の身体が極端な前屈位となり、首を負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同月〇日、C病院に受診し「頸椎捻挫」と診断された。その後、複数の医療機関において療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、請求人に残存する障害は、障害等級第14級より重いものと主張するので、以下、検討する。

(1) せき柱（頸部）の変形障害について

D医師は、平成○年○月○日付け障害補償給付支給請求書裏面診断書において、要旨、「平成○年○月○日頸椎MRIを撮影したが、頸髄の外傷性変化は認めず。」と述べ、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「平成○年○月○日撮影のエックス線写真及び平成○年○月○日撮影のMRIでは、加齢による変化が存在するが、外傷を疑わせる所見はない。また、平成○年○月○日（本件災害発生日前）撮影のMRIと平成○年○月○日撮影のMRIを比較しても特に差異はない。」と述べており、せき柱自体の変形は、本件災害以前からの変形であることが認められる。

このため、当審査会において、あらためて一件記録を精査したところ、請求人は、「せき椎圧迫骨折等がMRI画像等により確認できるもの」及び「せき椎固定術及び3個以上のせき椎について椎弓切除術等の椎弓形成を受けたもの」のいずれにも当たらないと認められることから、「せき柱に変形を残すもの」とは評価できず、障害等級には該当しないものと判断する。

(2) せき柱（頸部）の運動障害について

請求人の頸椎の可動域制限について、E医師は、上記意見書において、要旨、

「屈曲・伸展70°、回旋100°」と述べており、可動域制限を認めていないものの、一方で、D医師は、上記診断書において、要旨、「屈曲・伸展50°、回旋80°」と述べ、屈曲・伸展について参考可動域角度の1/2以下の制限を認めている。

しかし、請求人には、上記(1)のとおり、エックス線写真において頰椎にせき椎圧迫骨折は認められず、また、頰椎にせき椎固定術は行われていない。さらに、一件記録を精査するも、項背腰部軟部組織に明らかな器質的変化も認められないことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人の運動障害は疼痛によるものとして、「せき柱に運動障害を残すもの」には当たらず、神経障害としてみるのが妥当と判断し、障害等級には該当しないものと判断する。

(3) 神経障害について

請求人が上記診断書で訴える自覚症状のうち、「頰部から肩甲骨部にかけての灼熱感と痛み」については、E医師の上記意見書により、常時疼痛を残すものが頑固なものには至らないものと所見されていることから、当審査会としても、請求人に残存する神経障害は、「通常の労務に服することはできるが、受診部位にほとんど常時疼痛を残すもの」障害等級第14級の9に該当するものと判断する。

(4) なお、請求人は、尿失禁、便失禁、四肢の痙攣、脱力感等、様々な症状を訴え、本件再審査請求においても、多数の資料を提出しているため、当審査会において、一件資料について精査したが、請求人は本件災害前後にも交通事故で複数回被災したなどと主張している上、本件災害との相当因果関係を立証する医学的な診断は得られていないことから、請求人の主張する種々の症状の存在については、上記判断を左右するものではない。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。